

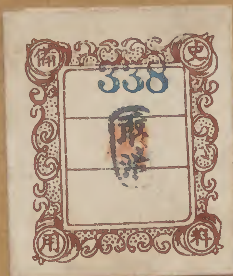
紀伊國續風土記

新宮 年婁郡十五

八十三

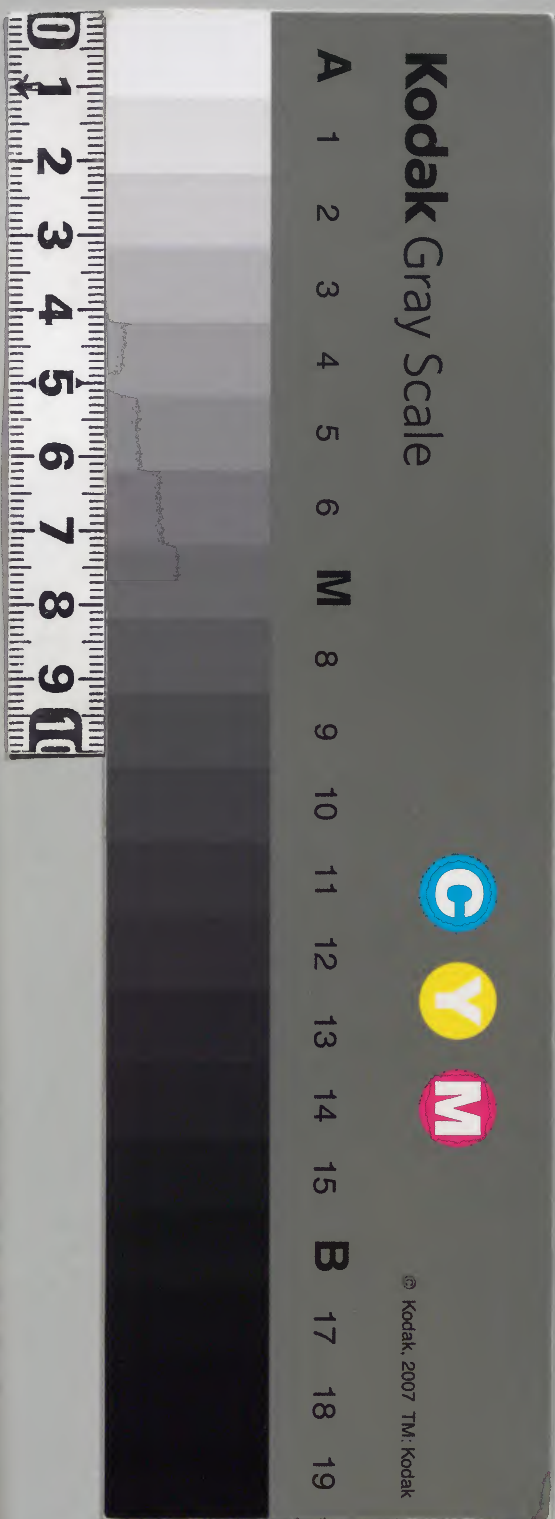
内閣文庫			
架	冊	號	類
一七五函	一三〇冊	二九三二二號	和書類

(四八并)



内閣文庫	
番號	和 29322
冊數	130 (84)
函號	175 200

内閣文庫



蘭 5-0



紀伊續風土記卷之八十一

年卷第五

新宮部下

目次

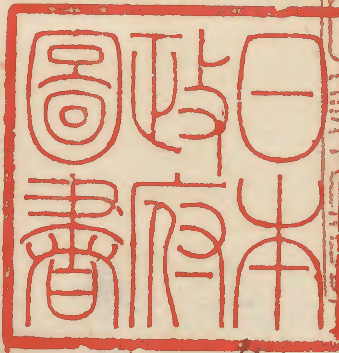
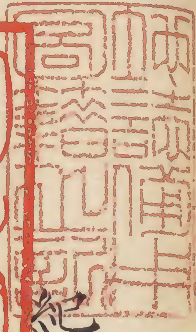
行儀

山田村

新宮村

新宮町

新宮



紀伊續風土記卷之八十三

牟婁郡第十五

新宮部下

目次

神職

三山檢校

檢校次第

熊野別當

別當系圖

内二一〇三二號

別當次第

上綱

三方社中

衆徒神宮
社僧被官

神倉社



神職

内二〇三一號

上古々宇井鈴木の二氏及榎本氏世々當宮よ

奉仕せしに奈良の朝永興禪師といふ高僧

此地より来り佛説を唱へし後僧徒等三山

を尊ひ熊野の地の嶮路と經て執行す事起



遂に此事朝廷に聞えし宇多上皇

御幸ありしより更ニ諸山の衆徒大ニ崇敬し

て詣せし者以て寛治四年白河上皇

御幸の時法印權大僧都増譽扈從し御導師

を勤めし功を以て熊野三山檢校職に補し三
山の事を傳奏せしむ是三山檢校の始あり其
時又執行の僧長快といふを別當に補し法橋
に叙して衆徒神官社僧等をしり各別當の令
に從ししむ是熊野別當の始なり長快新宮に
住して三山の政務を司とる其長子を長範と
いふ長範の子を行範といふ新宮法眼と稱し
其裔世々新宮に住して別當に補任せしと以
て新宮別當といふ又長快の四男を湛快とい

ふ湛快の子を湛増といふ始めて田邊莊に住
以其裔世々田邊に住して別當に補任せしと
以て田邊別當といふ大抵新宮行範の裔と代
了く補任せり因て二家別當職を爭論せし
事等あり今も兩所に別當屋敷の名残あり本
宮にも別當屋敷といふ地あり古文書に本宮
別當といふ目あり本朝世紀仁平三年三月一
日除目の條に本宮權大僧都有觀一切經供
律師行政御先法橋湛實別當湛長僧同議樂卷

こ見え多し今按さるに田邊別當湛増り文書
は本宮神領の事といへもは高野山田邊に居
て本宮の事と掌れるふて本宮田邊の二所同
流なるべし 南北の亂は別當補任の式廢絶
して二家の嫡家詳ならず其枝流數十家に分
ち本國及諸州に散在し又別當の衰ふるに至
りて上綱の職有り延元以下の文書は多く見
えたり其職別當不ともはならずとも衆徒
神官等の上は立て事と掌るふ似たり 天正の

頃七上綱の堀内氏の盛なるに至りて上綱
の職も亦廢絶せり今の神職々衆徒神官社僧
と三に分き各其職と勤む大抵皆古時神職の
後裔なり

三山檢校

寛治四年 白河上皇御幸の時僧綱三人
扈從せり其一は法印權大僧都増譽といふ詳
中右記より即御導師と勤む其後 諸帝の御幸
見し由必御導師あり是と先達といふ増譽先達の賞

に因りて初めて三山檢技職に補せらる其後
此職連綿として後世聖護院宮の兼職となれ
り今僧宮補任に載する檢技次第ヲ下し載せ
他書に徴へる事と附出し

熊野三山檢技次第

增譽

寛治四年 白河院南山臨幸之時始補
當職大納言通輔卿息一乘寺大僧正

中右記寛治四年正月の條 上皇扈從熊野

人々

上達部三人

按察大納言實 二位中
將經定 宰相中將基志

殿上人十一人

丹後守師信朝臣但馬守為章
朝臣因幡守隆時越後守國時
河波守知細右衛門佐基任宮内少輔頭澄藏
人兵衛尉為行同惟清六位判官代季安一人

名關

僧細三人

法印權大僧都增譽權少
僧都慶朝權少僧都寬意

圓滿院

行尊大僧正

永久四神參
木基平卿息

按ずるに行尊熊野修行之時の歌撰集に
多く載せり今畧し諸門跡譜に修行者
と有りて檢
技といはる

覺宗僧正

保延元神號少將僧正
治部少輔藤家基息

覺讚大僧正

仁平二神號即大
僧正新熊野同

實慶大僧正 養和元神 新熊野同

覺實僧正 正治元神 實慶存日讓補新 野同同左大臣實房公息

長巖大僧正 養元 神號刑部 大僧正 新熊野同

定豪大僧正

大吉祥院 良尊大僧正 嘉禎四神後 京極攝政息

御室戶 道慶大僧正 寬元四神後 京極攝政息

櫻井 覺仁親王 寶治二 後鳥羽 院皇子新熊野同

常住院 諍仁親王 院永三神 土御門 院皇子新熊野同

行昭大僧正 永仁四神 東山禪 閣息新熊野同

諸門跡 譜同シ

如意寺

道瑜大僧正 新熊野同 善光 園院禪閣息

常住院 道昭大僧正 新熊野同 一條攝政息

續子執集 寄道出懷

前大僧正

つづき...のなるをよみ...
諸門跡譜...准三后と
たまたし檢校の事...
新熊野同
後嵯峨皇子

聖護院

覺助親王 新熊野同

道昭准后 文和四十二廿二還補 新熊野同 同日入減

常住院 良慶大僧正 文和四十二補一條 攝政息新熊野同

諸門跡
譜同シ

同
良瑜大僧正
新熊野日

諸門跡
譜同シ

新撰後集

代々の跡よかきも三山換校し補し侍
事よあひし

僧正良瑜

つらゆり思ひしうりや三山換校の事

新撰古今集

鹿苑院入内前右政大臣あきま
くろ村寄道没を

くろ分り乃とつらゆり山君を

圓滿院
尊悟法新王
伏見院第

諸門跡譜
入道寺長吏三箇度天王

同

仁悟法親王
後土御門院

諸門跡譜
寺長吏又號平等

聖護院

道意大僧正
攝政良基公男

同書
山檢校と何

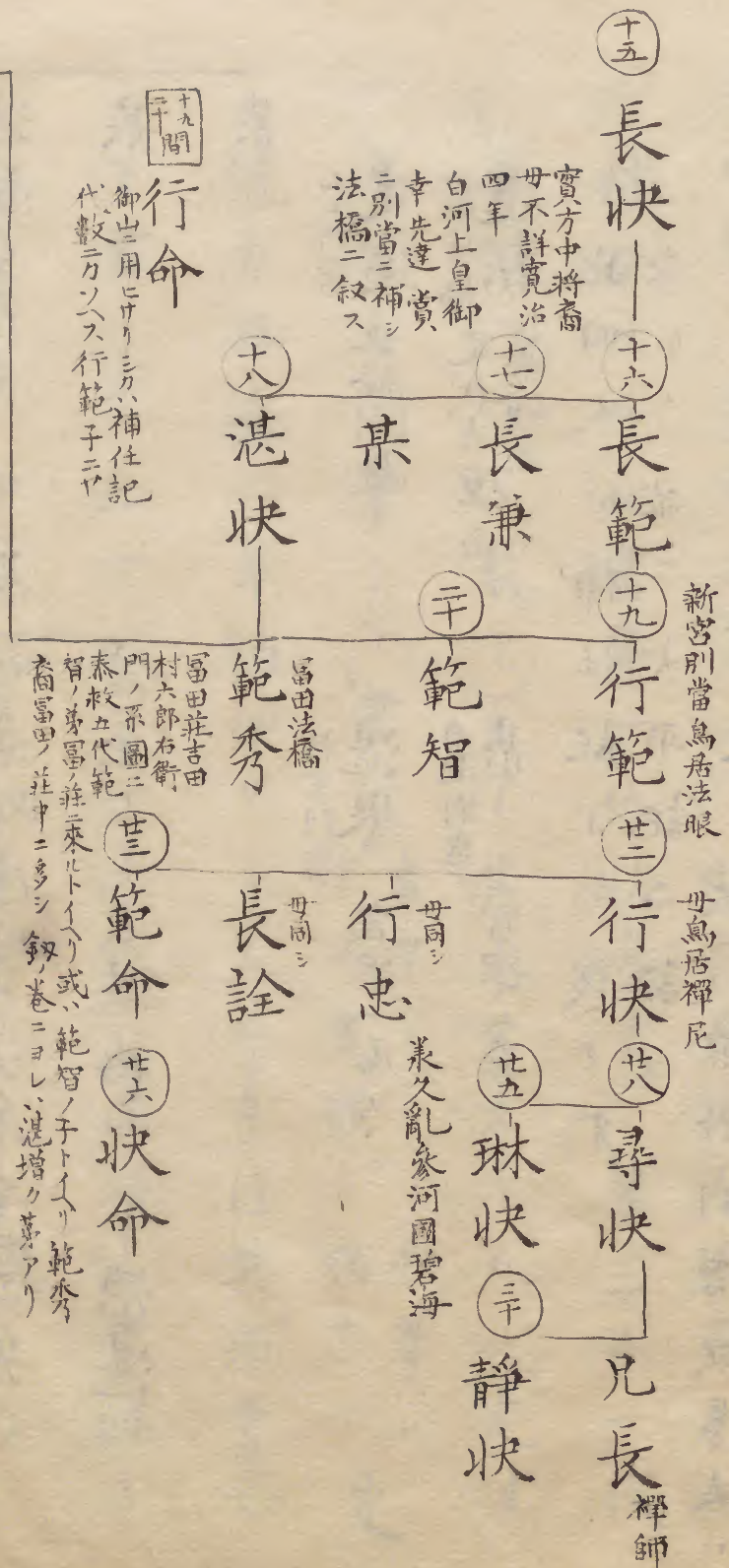
熊野別當

寛治四年

白河院御參詣の時長快始め

て別當を補せりる事、中右記及釋家初例抄等より詳し、然るに今社中傳ふる所の別當次第記といふ書は弘仁年中始めて別當職と置くと記し其書第二十九代定湛の時書に所小して定湛を後深草院正嘉二年補任せし人を述る疑は、古書なれども諸記録に符し、今次第記の全文と載せ諸書を参考して今按を加ふ、又別々十五代長快以下の系譜を作りて看易からしむ

熊野別當系圖



母鳥居禪尼
湛増

權別當
湛顯

湛政

叙卷二本宮新宮
那智別當田二分置
トリ湛政其一人九ノミ

湛覺

五海ニアリ

○

快實

田邊法印

湛意

湛増・後九ノミ那智
尊勝院ノ文書ニ見ユ

湛真

○

定湛

○

正湛

某

湛全

湛祐

源湛

某

○ 定遍

三別當
北條ノ屬ス

○ 湛譽

新宮別當
官軍ニ屬ス

○ 道祐

田邊法橋
足代方童名
藥師丸

○ 某

田邊別當
官軍ニ屬ス

此四人ハ補任記トモ後ノ別
當ルリ並ニ大平記ニ載ス

熊野別當代々次第
或ハ熊野別當次第或ハ

熊野別當補記トモイフ

嵯峨天皇御宇始

天仁元年戊子五月十日依

白河院宣下

長快別當與頼嚴註獻之

但自上補任別當十五
代也其外不註之云云

按するに此書第一代快慶より第三十一代

正湛アノミと載せたり其内第二十九代定湛

アノミ同筆トモ書レ書中より加筆ハ
其書體も猶古ク定

湛ト正嘉二年補任セ一人トモハ其頃書セ

る書トモ三十代三十一代ハ其後ト書継ぎ

たるハ中右記及釵卷等の文ト援るト

白河院御參詣の時長快始めて別當ト補セ

られしと

嵯峨の御宇は始まるとい

ひ天仁元年長快と頼嚴と註するよりい
へるは定湛なりと記せる所より傳會の

説なりん

第一別當快慶

嵯峨天皇弘仁三年十月十八日補任父左大臣
母禪師女エフモトミチカ榎本道信嫡女也男子七人女子一人
治山三十六年養和十四年十一月廿四日入滅
畢

第二別當慶覺

仁明天皇御宇嘉祥元年十二月廿七日補任快
慶嫡男治山三十年男子三人女子關貞觀十四
年六月入滅畢

第三別當覺亂

清和天皇御時貞觀十四年八月十日補任快慶
五男治山六年男子三人女子一人元慶元年二
月九日入滅畢

第四別當快圓

陽成院御時快慶四男元慶元年六月廿日補任
男子二人 治山二十四年昌泰元年四月三日入
女子二人 減 寬平法皇御幸此御時奉寄進當山莊蘭此
時始之

第五別當慶玄

延喜帝御時昌泰元年八月十八日補任慶覺二
男治山二十三年男子五人女子三人延喜十五
年十一月十三日入滅畢

第六別當長仁

延喜御時延喜十六年二月十七日補任快圓嫡
子治山五年同二十三年七月十日入滅畢男子
一人女子三人

第七別當增慶

延喜御時延喜二十一年二月十日補任男子六
人女子二人治山五年延長三年正月十八日入
滅畢又快圓二男爲嫡子母慶覺嫡子以下

第八別當增皇

朱雀院御時養平三年二月十日補任增慶三男

男子三人女子二人治山三十一年應和三年三月廿日入滅畢

第九別當殊勝

圓融院御時康保二年十一月十日補任女子一人治山二十八年正曆三年九月四日入滅畢增慶五男也

第十別當泰救

一條院御時長保元年正月三日補任父實方中將母奧國人也殊勝別當依儲嫡女為嫡子別當

補任治山二十年也寬仁二年十月廿日入滅男

子三人女子二人

按をるに實方中將を藤原忠平公貞信の曾

孫左大臣師尹公の孫定時朝臣の子小

叔父濟時養ひて子とい一條帝二仕

へ侍從右兵衛權佐ヲ歷て從四位上左近

衛中將子至る長徳二三年の頃小過子因て

て陸奥守子左遷し同四年十一月十三日任

國子て卒れし諸書子見えりさて實方の

卒せる長徳四年の翌年ハ長保元年小々
本書ハ泰救リ補任の年ナリ泰救リ母奥國
人トあまハ實方陸奥守の任中ニ産セたる
子ナリ如ク然ラハ泰救ハ長徳二三年の
頃の出生ナリ一けも長徳元年ハ纔ニ
二三歳ニ過レ然ラハ別當ニ任モつき理ル
トハ實方任國ニ下ラふ以前の子ナリ
ハ母奥國人也といふ事誤ナリ猶詳ニ長快
の條ニ辨レ

第十一別當快真

一條院御時永延二年十二月廿九日補任泰救
嫡男男子一人女子二人治山三十九年萬壽元
年六月廿日入滅

第十二別當永尊

三條院御時萬喜元年十一月十三日補任泰救
二男治山二十年長久三年五月十日入滅男子
五人

第十三別當覺真

後三條院御時延久元年十月十二日補任泰救
三男也治山二年延久三年正月五日入滅女子
一人

第十四別當宗賢

後三條院御時延久四年二月十三日雖非氏人
補任別當參着時當山大衆等殺害畢紀伊守子
也

此時の國司姓名詳々此事又他證

第十五別當長快

兼保二年五月十九日補任永久四年十月十一
日本院御參詣時叙法橋保安三年之頃叙法
印同年十二月七日八十六入滅畢快真嫡子也
男子六人女子三人治山三十八年

中右記曰寬治四年二月廿六日上皇此曉

自熊野還御鳥羽殿今日熊野別當長快關昧

被叙法橋依上皇御參詣賞也又初例抄

熊野僧綱例長快寬治四二月廿五日叙法橋

上皇初熊野詣別當賞也永久四十一月十一
日轉法眼同五年十一月十六日轉法印 同
院熊野詣賞也今度有御塔供養保安三年十
一月死去熊野僧細以之爲初と見えたるは
此記の本文は永久四年は法橋は叙すとい
ふは誤り按ずるは尊界分脈は太政大臣
忠平公四男左大臣師尹公の相なりの子は
長快を載せて熊野別當實方子とあり大系圖
方子也熊野此文元は熊野別當實方子也
別當とあり

とありしは實の字二字重なるより脱し
たるゆらむる然れども實方の子孫は列せ
しは師尹公の子とせし事不審といふへ
し又實方は長徳四年小卒し長快は保安三
年死去は其間百三十一年を経たきは實
方卒する年より生れしより少くもはう高
年なりし事疑えしきとすし其祖父師尹
の子なりしき理れし然もは舊小一條家の
系圖は長快の條はなりありしと他書は長快

を實方の子孫とせし系なりしを以て其系
圖の中は書入せて遂に混して師尹公の子
の如くたれるなりむ熊野別當、實方の末
孫なる事ハ永徳二年の文書の裏書にてあ
るにせし行野の山の村雨はぬきしを家のそ
しめ成けるといふ歌を載は是實方東山は
遊びて雨は値し時の事をいへるなりけり
れは證とすへく此事撰集抄は昔殿上のを
のことも花見んとて東山
はおいしたりけるは俄に心をき雨ふて
人々騒ぎ給へりけるは實方中將木の本は

立寄て櫻あり雨をふりきぬ同くいぬる
とも花の蔭をかたらんと讀てとりくる雨
はまにからぬきて装束しかり侍る此事與
阿る事は人々思ひあはれり云云と河
永徳文書はみりせし行野はよめるなり
少し違へるさふれは彼歌の下句全く此
事とお
とほる又下は引く劔巻も實方中將の末
孫也と見えたるは疑なきなりし劔巻は
白河院熊野御參詣の時此山より別當あり
やと御尋ありけるは未候なりと申すも
争りける事阿るなりと別當の機を尋ぬる
折しは權現の御前は花備へて籠りたる山

卧と別當と成へき由鈴木計申けまゝ我身
其器量不足とて 按て其義解し本書關文よ 教真
別當の始めたり 教真と長快の誤なりと見え
又教真と實方中將の末孫也とあり 參河國長存寺
縁起は實方奥州と流され 勅免なり
堯の御宇は實方五代の孫教真といへり 堀河院の御宇は實方五代の孫教真といへり
諸國修行紀州熊野山に籠てたる折節其
時の別當白河院熊野へ御幸す 此
山に別當たりと御尋ねる神職の棟梁鈴
木罷出未不俱と勅答申けまゝ則教真と
別當と居るやあり 此 叙卷と據てて書せ
る 此 文を考ふるに寛治四年

白河上皇御幸ありし時實方中將の子孫長
快といへるを初めて別當と補せしを教真
と誤りて書されしは長快始めて別當と
なり法橋と叙せる事の中右記尊卑分脈初
例抄等に見えたる如くあり又為義の女
立田腹を娶はるる湛増の父の湛快とて湛
の女 即長快の子なり 叙卷に湛増別當申け
快 即長快の子なり 源氏に我等り母
方なりとありと證とあり さて 叙卷と權現
又年歴とよく合へり の御前とあり 三山何れの神前とも定め

難けきと宇井鈴木の二氏と古えより新宮
小多し今の神官の祖と是等より分たれり
よしいへん新宮の神前より此事何れも
疑ひあり然る時長快も新宮の地に住し
たりん猶下條合せ考ふべし

第十六別當長範

保安四年五月十八日補任 鳥羽院并
待賢門院勸賞叙法印長快二男男子四人女
子四人永治元年正月廿日入滅治山十九年

按ずるに本朝世紀久安三年四月廿二日
熊野所司法橋範快新叙文關後拜賀云云と
あり長範範快兩人とありん本書に範
快の名見えし後を以て暫此條に引り

第十七別當長兼

康治元年十月十四日補任長快三男叙法眼
鳥羽院御幸勸賞男子三人女子三人久安元
年九月十一日入滅治山三年

本朝世紀康治二年三月十二日の條に今

夜有僧事兩院御熊野詣勸賞也中略長兼熊
野別當と云々本文は元年とあるは誤な

第十八別當湛快

久安二年三月補任長快四男年四十九

鳥羽院并美福門院勸賞法住持院御時補任

大僧都先法印兼安四年男子四人女子五人

七十六入滅治山二十八年

本朝世紀久安六年二月十三日僧綱の任を

記して法眼湛快熊野別當
元法橋と見え又仁平元

年四月廿六日召右少辨資長被仰下法眼湛

快可叙法印之由熊野別當
院御幸賞と見えたり此人

尊卑分脈にも本文と同しく長快の子とい

愚管抄に熊野別當藤湛快と見えたりは湛

増の誤なりは湛増の條に詳なり長門本

平家物語に熊野別當湛増法眼子息湛快父

子と仰せて云云と云はる湛快は同人はあ

らば快の字誤 劔巻は為義は腹々小男女四

十六人あり熊野小女房あり娘をはたつ

の女房とを申ける云云別當は童代

をへき者有り聖にて不可叶妻と合せよと
て誰かは有へきと尋ぬるは爲義の娘た川
とるの女房よかるへとて教真と合せ
せらる爲義聞て云爲義の聲は源平兩家
の間は弓箭は携えりて秀たらん者とあそ
と思ひつるは諸寺諸山の別當執行といふ
事ら好きも何ぞ悪きも有り行徳群は抜け
ぬまは左様の官小も職も成るはあを聞け
行末も去るぬ者押て合はらんあを不思議

たれとて音信不通不孝の娘にて有りけ
るとあり尊卑分脈爲義の子の此文長快
別當になれる時のふは聞ゆきとも時代
相違し系圖等とも合はるは湛快なる事疑ふ
因といふ此立田腹の女を始湛快は嫁し
て湛増と産めり尊卑分脈は叙巻の意は據
五人とは本宮新宮那智若田田邊五ヶ所よ
分て置し此中は何し長したらん者別當
継へしと遺言しりるは其頃を田邊の
湛増長したりけまは別當にて有けると何
も按するは若田は湛快死後鳥居法眼行範
富田の訛なるは

小嫁して行快行忠長詮等と産む

東鑑元暦二年二月十九日の條に熊野山
領參河國竹谷蒲形兩莊事有其沙汰當莊
根本者開發領主散位俊成奉寄彼山之間
別當湛快令領掌之讓附女子始為行快僧
都之妻後嫁前薩摩守平忠度朝臣忠度於
一谷被誅戮之後為沒官領武衛令并領給
之地也而領主女子令懇望于本夫行快云
早愁申子細於關東可安堵件兩莊若然者

可讓未來於行快子息

云云 女子腹

訖此契約行

快僧都自熊野差進使者僧榮增所言上也
謂行快者行範一男為六條廷尉為義外孫
於源家其好已異他仍本自重之處此愁訖
出來之間無左右加下知給且又御敬神之
故也云云此文に為義外孫とあるを以て
行範は再嫁したる證と云へしして湛快
女と云ふは立田腹の女の産了して行快
とは異父同母の夫婦なりし又湛快の

妾^{なり}の産^り女^り考^へ又^{建久五}
年八月十二日の條^は以^て但馬國多々良岐^に
莊始^て爲^る地頭補任之地^に可^く被^り付^け熊野鳥居禪
尼^に故左典
既婦公日者強所望^に被^り邊^り事^は異^な他^の之間^に被^り
遣^り地頭補任御下文^に但於有限領家乃貢課
役等者不可有^る懈怠^の之由^に今日被^り遣^り御消息
云^ふ云^ふと^り何^れ註文^は故左典既婦公と^なり
と姉公^の妹公^のの誤^りなり^き義朝の妻
なり
又兼久四年四月廿七日條^は以^て鳥居
理^ふ

禪尼所領紀伊國佐野莊地頭職^に一期之
後子息長詮法橋可^く相傳^へ之由^に被^り仰^ぐ云^ふ彼
禪尼者六條廷尉禪門妹故右大將家姨也
仍令^て避^け敷箇所地頭職^に給^り訖^り而子息法橋行
忠^長兄長詮背^り母^を命^じ押^し當^り莊^に剩^り去年兵亂之時候^に
仙洞致^し合戰零落之後猶立^て邊當^り莊^に之由^に長
詮就^て訴^ぐ申^す如此長詮者抽^き關東御祈禱之忠^を
云^ふ云^ふ此文^は六條廷尉禪門妹と^なり^き誤^り
なり^き右大將家姨母と^なり^き正^しと^して妹

女の誤寫と交へ

行状死後鳥居禪尼と號し東鑑に據る建久の頃

高年ふて没したるに墓は新宮城内

に在りといふ今新宮の城山を鶴山と號し

其地は舊東仙寺といふ寺百

に故は東仙寺の山號ヲ丹鶴山と号し本尊

を鶴原薬師と稱し鶴田原の女房の持佛

なりといふ是立田腹の女房を鶴田原の

義よとりれたるふて恐らく誤なりハ

劔卷よ又曰源平たて分きて合戦ありハ

由聞えたる洛中騒動不斜如何なる遠國深

山の奥までも不聞といふ事を知りて

崇徳近衛二朝の事なるべし教真別當是を

聞きて我身は不孝の者なりともかゝらん

時力を合せておぢ不孝も許さるべし

て常住の客僧山内の悪黨等上下と不嫌催

し立て一萬餘騎の勢よ都に上りあり人

々是を見て是は何なる人やらん和泉紀伊

の間にはケ様の大名はるべしと不覺と

て委し是を尋ぬるを爲義の智熊野の別當

教真也舅の方人の爲よとて上りたる由い

ひけまゝを為義も是を聞て氏種姓を知らぬ
共甲斐々々敷者也けり何なる人の一門を
と尋ぬまゝ實方中將の末孫也と申けまゝ
さてい為義り下もへき人は非さりけり
今より對面せりけりあそ愚をまゝとて請
り寄せ對面は志の餘りや重代の一具の劔
を取り分て吼丸と聲引出物と聲たりけ
る教真別當此劔を得て是を源氏重代の劔
也教真の可持子非とて權現は進せけり

あり教真と遮快の誤なるへり劔卷より長
快遮快ヲ混して教真と書せり

第十九別當行範

兼安二年七月官符長範一男同三年九月廿
八日五十九入滅 後白河院御時叙法

印男子八人女子六人治山纒一年歟

東鑑兼久四年の條は行範の事見ゆ 上文
立田

腹の女の條
下よりいへり

第二十別當範智

長範三男叙法印男子一人女子一人六十一
入滅治山八年兼安四年甲子年補任又南法
眼行命平家御時雖補別當御山不用之間
不詣御山遂付平家關東生捕關東流罪雖然
召還京死去畢

本朝世紀仁平三年三月一日叙目の條よ

新宮法橋範智權別當
行範讓のり百練鈔よ治

兼四年冬十月六日乙酉以熊野前別當湛

増焼莊二菌一勅別當範智執之二可一き二湛一

増ハ範智より以前ハ別當ナりシ範智ト

先ニせハ次第相違ハ湛増の條合セ考ふハ法印

行命ト玉海養和元年十月十一日の條傳

聞熊野行命稱南法眼熊野輩之中
只一人有志於官軍也欲上洛

之間散々被伐落了レ僅レ存命身子息即從

不殘一人被伐取了レ其身雖レ交山中安否猶

不定云云是元志賀在廳之者所爲云云於

今者熊野方一切無異途一紿了云云東鑑

壇浦生獲の名と記し、所ニ法眼行明註

熊野別當ノ見レて同ク虜ト流罪する所ノ前
法眼行命註熊野前ト見レ之事又玉海ノ見レ之
文治五年五月召還ス事ノ何レて此文
合ヘ又同書文治五年九月十八日の
條ノ泰衡ノ一方後見熊野別當上総介義
兼召進之ト何レも行命ノや

第二十一別當湛増

湛快二男叙法印文治三年補任建久九年戊
午五月八日六十九入戒但無拜堂男子七人

女子五人此外雖多之不注之治山十二年

湛増ト別當の内ニ其名尤高ク尊卑分

脈ト湛快ノ子ト以テ叙卷ニ教真ノ子ト以テ誤ル

事ト上ニ同書ニ實源為義子ト記セる事

母源為義女ト何レとノ寫誤スる事らん

玉海ニ熊野別當湛快子法眼湛宗ト何レ

宗ト増ト音近ク同人ナる事又源平盛

衰記ニ頼朝ノ外戚ノ姨ノ也ト何レ

誤リて頼朝ノ從身ニ平治物語ニ從二六

波羅紀州被立早馬事の條は熊野別當
増は田邊は有ける小使と立給へる兵二
十騎奉る云云 愚管抄は曰清盛在旅亭聞
洛中之變云云熊野別當藤
増は田邊は有ける小使と立給へる兵二
十騎奉る云云 洛中之變云云熊野別當藤
野而向京は向ふは増増り事を誤る
死せりとおもへる 此文を按ひると増
増は早くより田邊は居て新熊野権現
奉仕せしむる一 劔卷は教真の子五人
を五ヶ所に分け置く此中は何も長くた
らん者別當を可繼と遺言したるる

其頃ハ田邊の湛増長たり 亦きそ別當
よて其有けると何そ平家物語源氏揃の
條は熊野は候十郎義盛と召して藏人は
なまる行家と改名して今昔の御使は東
國へ下りける云云其頃の熊野の別當
湛増ハ平家は心より深まりける何と
しそハ浅聞たりけん新宮の十郎義盛ハ
高倉宮の令旨ヲ給えりて美濃尾張の
源氏とも觸催し既し謀叛をおしける

那智新宮の者ともを定めて源氏の方人
 をせんをらむ湛増を平家の御恩を
 めやまとかうむりたを背たて平家
 へき那智新宮の者ともは箭一射かけて
 平家へ子細を申こんとてえた甲一千人
 新宮の湊へ發向は新宮へは鳥居の法眼
 高坊の法眼侍は宇井鈴木水屋かめの
 あく那智は執行法眼以下都合其勢二
 千餘人なり時ほくく箭合して源氏の方



日はよあ射を平家の方小はかうあそ
 射をとして矢さけひの聲退轉もなくか
 らのやむ隙もなく三日り程とぞたか
 したま熊野別當湛増家子郎等おほく
 たせ我身手はからき命をいさけ本
 宮へこせよけのほりけ
 子等多く討せ我身手負て本宮へ歸り上
 平家の祈の師は本宮の大江法眼新宮の
 者へ押寄いと見えて湛増の事以て考ふ
 り大江山と見えて別人にて湛増
 田邊より本宮に至て大江と力を合せて



押寄せり又玉海治承四年九月三日
 の條に傳聞熊野權別當湛増謀叛焼拂其
 弟湛覺城及所領了人家數千宇鹿瀬以南
 併掠領了行朝同意云云此去月中旬頃事
 云云見ハ白練抄并ハ仁和寺諸記銀ノ事
 云云見ハ白練抄の文ハ範智の條に引九
 同十月二日又傳聞去月晦頃熊野湛増
 之館其弟湛覺攻戰相互死者多未落候四
 日傳聞熊野合戰謬説云云十一月一日又
 聞熊野湛増彌乘勝云云四月十七日又聞

熊野別當湛増令進其息僧仍有宥免と云
 平家物語に據りて湛増始ハ平氏ノ属
 新宮十郎行家ノ方人鳥居法眼等と
 戦ひ亂を好むまじ日高郡等の莊園を
 焼き神地を押領せしなり其所行は
 據て玉海に謀叛
 行朝ハ行範ノ子の行
 忠なるハ朝忠音讀ヤ、近きを以て誤
 きたるを誤ハ行忠ハ即湛増ノ異父兄弟
 して鳥居禪尼の子なり湛覺ハ城ハ何所
 子ハ何ぞハ詳ナリ富田莊の地ナリ
 小や同書養和元年九月六日の條に傳聞

熊野權別當湛増起坂東了云云九日の條
又聞熊野湛増付使人進云於院是雖
向關東全非謀叛之儀奉伺公不可有僻事
云云此申狀不重允多歎と云り又壇浦合
戰の條源氏之屬せし事見之詳し田邊
莊新熊野
條又丹波侍從の籠まゝ湯浅城を攻め
見り平家物語一本に此合戦を
記し湛増頼來り侍須々
木五郎左衛門允といふ者人
も勝ちて追出云云と云り又東鑑治養
五年三月六日壬午大中臣能親自伊勢國

通書狀於中八維平之許是去正月十九日
號熊野山湛増之從類監入伊雜宮鑽被御
殿犯用神寶之間爲一榻亘成長神主沙汰
奉遷御體於内宮之處同廿六日件輩亦襲
來山田宇治兩郷燒失人屋奪取資財訖
天照大神鎮座以降千百餘歲皇御孫尊
垂跡之後六百餘年未有如此例當時源家
再興之世也尤可有謹慎之儀者維平覽此
狀湛増候御方有此企殊驚聞食爲敬神可

有御立願之旨被報仰云云とあり高野山
に藏むる湛増の書簡は五本骨の扇の中
に松の字と白字に書きたる黒印と押た
る是別當家の印なる一一目良氏系圖に
湛増平家追討の時河野の一族と共に先
手と承る此時勝利して大將自濱邊の小
松と曳き軍扇に載せて湛増に賜ふ末廣
千代祝といふ是家の面目として五本骨日
の丸に根曳の三階松を定紋所といひとあ

釈那智尊勝院法眼湛意の文書にあり此玉
印と押たる湛意も湛増の後ならん

海兼安二年八月十三日の條は今曉山僧
五六十人許下向祇陀林寺邊伴寺別當家
散々打破帰早昇云云此事根元熊野別當
湛快子法眼湛宗之從者與山僧去七日有
監行事云云山僧一兩被殺害了依其事自
公家召湛宗之徒等給檢非違使了其後山
僧等猶爲報答俄下向欲伐湛宗之間誤破
他人之家了嗚呼之極也此事大衆等不知

下法師原所為云云或云依此事自公家山
僧等被召下畢云云古事談曰熊野別當湛
增之許桂林房上座覺朝ト云者有武勇之
器量勝等倫之間至湛顯快實等之時相傳
難去之者也而五旬以後深信念佛并弓箭
不斷稱彌陀名號然間去兼元年頃於湛增
之墓堂勸進隣里七々日修別時念佛之間
或夜半許犬頻吠々レハ念佛輩成奇之處
件覺朝何事カハ候ハムトイテ見トテ

出堂門之間拔劔者二人待懸タリケル間
指合セテ切聊不動其身高聲南無阿彌陀
佛ト唱テ被切卧至氣絶之時其聲不体
云云快實遣人コ口サセケリ熊野川之習
雖無指事人殺事如此

第二十二別當行快

行範三男 當院御時建久九年七月七日補
任大僧都也建仁二年十二月五日五十七入
滅治山五年

行快の事東鑑に見たり平家物語に鳥
居法眼とある是なり詳し上文又古今著
聞集に此人正上座と號し射藝に妙なり
事見えたり

第二十三別當範命

行範四男建仁二年十二月五日補任同日
御幸勸賞叙法印先法眼兼元二年八月四日
死去畢男子五人女子二人自昔無權別當二
人此時範命權別當是關職也治山七年此時

湛顯始被成權別當事未例是不吉故湛顯權
官ニテ死去畢

第二十四別當湛政

湛快三男兼元二年戊辰九月廿七日甲子補
任同三年十月十二日辰時叙法印同四年五
月十五日任叙權大僧都貞應元年六月十七
日七十六死去畢男子二人女子四人治山十
五年

玉海治養四年正月一日熊野湛故叙法橋

とあるは湛故の湛政の誤より同人なり
又東鑑文治五年の條頼朝請文に熊野
御領播磨國浦上莊事右有限年貢者湛政
令徵納之由雖見景時代官陳申之旨勅關
急社役歎思召次第也云云と見えたり湛
政も此人なり

第二十五別當琳快

行快三男貞應元年六月補任別當治山七年
但新宮法印信快田邊法印快實是二人者致

權別當論兼又三年京與坂東合戰之間快實
者院方軍信快院方軍將軍之御勅當
無○世然間不成權別當直別當成了治山四

十三年イトコ依由緒師打罪安貞三年戊子
七月下野國かく記して又側は兼又合戰之
洩其罪科安貞三年七月流罪下野於其所死
去畢ともいり猶側は記せる事はと關文
依篁置被新宮覺遍被流罪於足利四十三死治
山七年イハリ東鑑兼又三年六月廿五日條
は二位法印覺長能登守秀康逐電云云とい
り此文は隱置二位法印といふ此人なり
了一第廿八尋快の條下合せ考ふ

第二十六別當快命

範命三男安貞三年戊子八月別當補任治山
十年六十三入滅畢男子四人但此外雖子息
多不注之

第二十七別當湛真

湛增五男嘉禎三年六月別當補任六十一入
滅仁治四年正月男子三人此外雖男女子多
不能注之

第二十八別當尋快

行快嫡男治山關男子四人女子三人但快實
法印與尋快法印權官相論之間三々年中絶
權官關次第也然間兼久三年京與關東騷
亂之間快實關參京方依其罪科快實者即被
斬首畢尋快雖為同罪暫令遂電世間安堵關
參關東蒙赦免之後直被補別當了關面目餘
身為希例也

快實々二十五代琳快の條下ニ新宮法印
信快々下是レ兼久記曰今度の御謀

叛り山々の僧法印とを召さしめた
先熊野法師は田部の法師 按するに第
二十五代琳
快の條に見えたる田 十萬法橋王法橋萬
邊法印快實是なり
劫禪師を参りたる東鑑は兼久の亂を記
して曰六月十四日宇治合戦討敵人々の
中、松田小次郎 一人を熊野
法印親者 沼田小太郎
一人手討熊 河平次郎、熊野
法印 波多野中務
野法印子 次郎一人熊野法印
長福輪太刀 内記左近將監 二人熊
野法印
寺郎と見えたり兼久記又曰熊野法印天野

四郎左衛門を始として生捕のときから
悉六條河原に引出し首をえりたけ
るあや加れしけり 東鑑六月廿五日の
條に見えたり
ある熊野法印を即田邊法師快實なり東
鑑は小松と號するよしを註せり此人湛
増の後よて田邊に居たる人なり一尊
卑分脈は湛増の子湛全は兼久為京方一
方賜大將軍依致於關東被誅とあるは快
實の誤なり一然らば快實は湛増の子

ならん北條九代記に田邊法印に其子十
王禪師を討せなかり熊野へ逃歸り生捕
ま首を刎らるとあり東鑑に見えたる沼
田小太郎は生捕られし熊野法印子とあ
るは是等なるべし本文は快實者即被斬
首畢とありし此事なり又東鑑は鳥居禪
尼子法橋行忠兼久の亂は京方より敗
北の後佐野莊に居りよこいへり參河國
碧海郡渡村長島仁左衛門の家記に兼久

亂は行忠參河に遁るとあり

第二十九別當定湛

被補正嘉二年九月別當畢

第三十別當靜快

尋快次男立嫡子兄長禪師兼久合戰爲院方
被打畢

正應三年宮主高實の文書に權別當坊以
被仰下之趣雖被相觸長憲法橋一切不令
兼引とあり權別當の名闕れと七年紀

を推すは此靜快なる一兄長禪師と東
鑑に見えたる熊野法師の子なるゆゑ一第
十八條下
考ふは

第三十一別當正湛

定湛子 後宇多院弘安五年壬午年十二

月補任

那智尊勝院は法印正湛の文書を納む此
人なる一

以上別當次第記の全文なり此後も猶連綿せ

一なるへけきと此記は書續かざるなり
大平記元弘元年大塔宮熊野落の條は戸野兵
衛り辭は三山の別當定遍僧都と無二の武家
方とあり建武五年尊氏の文書に紀伊國富安
莊高家莊稻南村切目莊櫛原莊事為兵糧料所
所預置也可支配山人等為殊功者可令抽賞之
状如件熊野山新宮別當御坊とあり無二の武
家方とありは符合は是定遍の事なり又
同書に定遍恩賞を約して八莊司との心を

誘ひたる事と載ル熊野八莊司の名始又建武

二年二月尊氏將軍都落の條は此時熊野山の

別當四郎法橋道有いまく薬師丸とて童體は

て御伴たりけりとあり元弘元年より又

曆應三年義助豫州下向の條は田邊の宿は逗

留し渡海の船を汰へ給ふ條は熊野の新宮別

當湛譽湯浅入道定佛山田判官東四郎西四郎

以下の熊野人共馬物具弓矢太刀長刀兵粮等

は至りて我不劣と奉けり建武二年より五年

後な以上三人の中定遍は北條方にて後尊氏

小屬し道有は足利方湛譽は官軍に属せり又

同書は後醍醐天皇崩御の條は官軍に

志願する輩の中は熊野は田邊別當と見えたり

又紀伊國軍の條は田邊別當其名とあり

南北朝より以下別當補任の事絶えしなり

上綱

延元元年の文書は新宮諸上綱と見え三前郷小山氏

藏 其後の文書は上綱御中兩座御中等の稱あり是別當の後裔にて其職は補任せられしと
も法橋法眼法印等も任せし人にて衆徒神官
等よりは上座なりしに正應の文書も
長憲法橋あり延元二年の文書も田邊總領法
印あり 三前郷に山氏藏 延元八年の文書も下熊野法
眼あり 色川郷清水氏藏 其他別當なりし僧綱も
補せし人多し皆上綱なるは是等も舊は別
當の令を用ひしに亂世となりて其令も皆

き或は別當職と争ひたりしに遂は別當の稱
を絶えて七人の上綱の稱起りしあるは其
人々々新殿芝殿宮崎殿瀧本殿矢倉殿中曾殿
簗島殿として新宮の内所も住せしと或書も
見えたり 又一と新宮坊といひて天正年中天
正年間堀内安房守氏吉此地は居城し其勢と
振ひ遂は豊大閣に歸服し自熊野別當と稱し
て先規の如し熊野を總官せん事を請ひて免
許を受し即七人の上綱を招き我前も別當職

を命せられたり今よりは我下知を守るへい
といふ七人の舊家なる小堀内氏の後、他州
より来りて家を建てば皆驚駭せり、其勢
敵に難くや有らん六人を兼諾して幕下とい
ふ新殿一人を同心せさせり、うは石垣右京助
を命じて赤巻を殺さしむといふ上綱の家今
皆絶えたり

三方社中

衆徒神官
社僧被官

當時社家三日分きて衆徒神官社僧と號し是

と總て三方社中と稱れ衆徒神官をやり古來
よりの名目なるゆけきとも其猶建武の文書
に始めて見えたり 南北以降の文書より衆
徒神官を兩座とも稱せり其職衆徒を神地の
政務を專として雜事を至るまで總て支配ス
れとも神宮に入られ衆徒を舊僧形より妻帯
せしむ 南北の頃より兵事を專務として佛
家の行ひをせしむといふに俗體となり、
るへい今、總て俗體なり一臈を總檢校とい

ふ神官ハ神宮ヲ入り神事を專トシ其徒十五
歳より神宮ニ列シ三十一年を経て西の御前
の内陣ニ入る事を免さば且神宮ニ列セシ十
五歳より其人一人別火トシ父子兄弟といへ
とも火を混せし終身潔齊シ其職ニ被官相野
禰宜二十五人の内三人を率めて毎日一人ヲ
神前の廳ニ出仕シテ誥番ハリ一番より十二
番まで次第ス文龜二年の文書ニ神官の名目
を載せて鮎田一大夫高政石垣二大夫行包西

之三大夫高清楠本四大夫廣治五番頭石垣繼
包六番頭鷓殿名七番頭羽山忠基八番頭泰地
頼久九番頭泰地實種十番頭楠本正治トある
番頭是レ此時ニ番關たりり十番まで
外ニ在廳ト稱りるもの一人ハ正應の文書
石垣在廳重包明德の文書ニ石垣在廳宮主
貞包なり正應の文書ニ禰宜宮主高實とい
ふ人あり又神官宮主ト連ぬ稱せる文書ハ
宮主々神官の一臈の稱なりトいふ後世々
一臈と一大夫といふ社僧々禮殿々本地佛

子誦經をもる事と専とし宗旨を肉食妻帯の
一臈と一和尚といふ以上大抵古くよりの
例なりとす

衆徒七人

石垣主税

石垣雅樂

石垣勘解由

石垣外記

石垣主税、熊野部千代包の後といふ石垣の

姓の起まる由緒詳ならず居地石垣なると築

きたるより稱するなりん歟在田郡石垣莊河

の裔の領して其後畠山氏の領となりけり

二氏の裔にも石垣と稱するものあり其系と

なり明應元年神寶記に石垣在廳宮主負包永

享五年口宣案石垣昌包任式部大夫等石垣

の姓名書に見えり是皆神官なり當家及雅樂

以下も同家なる也

石垣外記第

永田大膳

長田數馬

永田大膳ハ其祖詳ナラシ世々神職を勤メ永
 田正政所ト稱レ堀内氏此地を領セシ時家老
 トナル其人三子アリ長子ヲ監物トイフ次を
 治平次を新平トイフ安房守廢シテ後監物ト
 淺野忠吉ヲ仕フ淺野氏藝州ヲ遷リ後社家
 トナル是當家の祖ナリ治平ハ淺野氏ヲ仕フ
 後下野ト改名シ他書ハ永田次兵衛ト記ス
 或書ハ此人常ニ足ノ遅アリ
 けリを朋友嘲リシ泉州檜井合戦ニ淡輪ハ
 郎兵衛を討取りシハ已を嘲リシ朋友ハ其
 首を觀セテ耻シム其後を隼人トイフ末ニ至
 たり事ト載レ

マシ社僧トレ良泉坊良源坊覺宣坊ナリ稱
 セリ良源坊の子一人石垣右市助の家を相續
 ス新平ハ鳥羽合戦ニ死シ

鈴木又左衛門

鈴木又左衛門ハ熊野著姓鈴木氏の本家トイ
 フ今斷絶シ社僧の立光坊大乗坊真定坊皆分
 家トイフ

神官

泰地五郎兵衛

泰地上総

泰地左馬之助

泰地左内

南北朝の頃軍勢催促状に泰地鹽崎一族中より其泰地氏の裔なる一泰地氏の事太田莊泰地村の條に詳なり

宇井大監

宇井要人

宇井大膳

要人と熊野著姓宇井輩の本家大膳ハ大監の分家なりといふ

鷓殿右馬之丞

其家傳へて高倉下命七十九代の孫千代包の後なりといふ系圖に高清といふ人あり建武二年在摩大丈に譲り渡り文書に駿河國服織莊上分米元亨二年分長行高朝二人知行あり又同文書に高清といふ人は高朝の子なり又當家子藏り興國の綸旨に高義軍

忠を致し當知行地相違有る云々といふ文

何れ天正年中、鷓殿孫次郎といふ所

東照宮より御書と賜ふ其文下今神庫に納む

甲斐國之内熊野領之事右如前々領掌不

可有相違之者也仍如件

天文十一年十月十日

家

御判

移在孫次郎

鳥居兵庫之助

鳥居法眼行快の後よりといふ永徳の文書よ

鳥居中納言といふ人より當家の祖なる所

後世代に在廳職と勤ム

社僧 十五人

横山覺泉院

鈴木立光坊

楠 東實坊

鈴木大乗坊

鈴木真定坊

榎本大圓坊

横山良泉坊

宇井圓隆坊

榎本林昭坊

石垣專勝坊

榎本慶藏坊

神倉兼勤清僧

宇井明乘坊

西東光坊

鈴木常住院

西林廣坊

配下

本願庵主

三方社中の外に本願庵主といふ社僧あり三
方社中の令を受く中世に數ヶ寺ありしに屢
三方社中と爭論あり近世皆斷絶し一院の
に残るる

燈明寺 仙養山 天台宗

開基詳々護摩堂の木尊不動明王薬師如
 來々智證大師の作といふ其他什物多し又成
 川渡口牛鼻渡口にて熊野參詣の道者より燈
 明料の錢を取て當寺に納む又本宮よりの
 下船一艘にて百文宛と乞取る但半分社中の
 内常樂坊に納む

神官被官

相野禰直 二十五人

大野郷に住り大野或は相野とも書けり故に
 相野禰直といふ神官の令を受け日々交替し

て神前に籠る神事の間隙には農事と營むと
 いへとも汚穢不淨に觸れ一人別火を事
 神官に同一其姓名今略し

- | | | | |
|-------|----|------|----|
| 御馬添 | 二人 | 御鞭持 | 二人 |
| 樂人 | 二人 | 堂下 | 五人 |
| 神民 | 三人 | 神樂人 | 四人 |
| 神樂神子 | 一人 | 潮御子 | 六人 |
| 賀壽 | 二人 | 社僧使役 | 二人 |
| 本願下社人 | 四人 | 堂階 | 一人 |

社大工 一人

神倉本願 一人

右下社家の大略なり社大工の系圖下
載り

小野木工之進

新宮城下に住して世々社大工職と勤む社殿
修營の古圖等と藏む終身汚穢不淨と觸れ
天授の繪旨と藏む又古系圖有り並下
載り

小野家系圖

大職冠鎌足苗裔

藤原範宗

延暦十年新宮修營

某

宗則

嘉祥二己丑新宮修營

宗景

延嘉七靈光主殿修營

某

宗勝

天曆八三山修營

宗明

永祚元六月
別當屋形修營

宗方

宗時 延久三 新宮御造營

宗久 延久四成就

宗敦 寬治二 三修復
靈光下行

某

宗朝 平治元 新宮御建立

宗家 建久四 御建立
大且那賴朝公

宗清 建曆二 院宣靈光來建保元新宮
造進奉行刑部僧正

宗治 仁治三 造營

宗光 元亨三 新宮棟上
奉行高時

宗茂 貞治五 新宮造營
六月棟上奉行道譽

宗重 應安二年六月 那智山
千手堂修理

信高 紋理大屬 天授六月十日 聖宮
三山大工職令旨來

宗重 應永廿五年 飛鳥禮殿修營

宗元 應永三十三 造營諸國棟別
奉行長寬

宗重 永亨年中 新宮本社志吉二年 那智
修補寶徳元年 新宮鳥居修造

宗繼 左衛門大夫 應仁八子卯月 聖宮
新宮那智山大工職令旨下 法印
辨為下知奉

宗定 文明六年 造營奉行了 社同十六
那智山瀧本萬灯如意輪堂等造

高家

宗高

永正十一 新宮修造

宗次

元龜三年那智山千手堂修造天正十六戊子十月十六日成時神倉炎上此時傳來古書燒止之由申傳候神倉燒失無之存古書預置也依之系圖之儀相續之外支葉不分明依テ今時正誌上

某

彦次郎文祿三甲午三月從成川三鬼村職役證文アリ

宗俊

長二郎慶長九年靈光長日堂建立

宗長

木工進左衛門尉

○神倉社

六尺三寸餘
七尺八寸

祀神高倉下命

並宮

四尺四寸
四尺八寸

拜殿

十二間五尺五寸餘 或々本堂
五間三尺一寸餘 といふ

御供所

五間 本社ニ至リ途中ニ河ノ大黒天と
三間半 祀也リ土俗神倉の大黒といふ

鳥居

山麓ニ
河アリ

下馬立石

末社

満山社

方三
尺

子安社

三尺二寸
一尺五寸

中地藏堂

方二
間

神倉山下河ノ此山々權現山の南端ニ河ノ怪

巖聳ニ社殿ニ其半腹ニテ麓ヨリ石階ト登リ

事三町許ニ河ノ本社ト並宮々巖窟の内ニ河

了拜殿々懸作ルリ當社祀ル神々熊野之高倉

下神小して 神武天皇東征の御時子神

劔と獻きし事古事記日本紀子詳しし神系

古事記天孫本紀に載り

古事記云神倭伊波禮毘古命從其地廻幸

到熊野村之時大熊髮出入即失爾神倭伊波

禮毘古命倭忽為遠延又御軍皆遠延而伏

二字此時熊野之高倉下此者齋一橫刀到於

以音天神御子之伏地而獻之時天神御子即寤起

詔長寢乎故受取其橫刀之時其熊野山之荒

神自皆為切仆爾其惑伏御軍悉寤起之故天

神御子問獲其橫刀之所由高倉下答曰已夢

云天照大神高木神二柱神之命以召建御雷

神而詔葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁

理此一我之御子等不平坐良志此二字其

葦原中國者專汝所言向之國故汝建御雷神

可降爾答曰僕雖不降專有平其國之橫刀可

降此刀名云佐士布都神亦名云麿布都降此

刀狀者穿高倉下之倉頂自其墮入故阿佐米

余父ヨケ自阿下五イマシトリ汝取持獻天神御子故如夢教モシテアツカシニミタテマレトヨシヘタヒキカレインヨシヘノマニ

而且見已倉者信有横刀故以是横刀而獻耳ソドテヨリカクハラシヨシヨトニソチアリキカレコノタテヲモルニヨトヨリキ

書紀曰被處有人號曰熊野高倉下忽夜夢天ヨシシク

照太神謂武甕雷神曰夫葦原中國猶聞喧擾

之響焉聞喧擾之響為此宜汝更往而征之武云尤擲兎利奈離

甕雷神對曰雖予不行而下予平國之劍則國

將自平矣天照太神曰諾諾此云字時武甕雷每那利

神登謂高倉曰予劍號曰師靈師靈此云趣今磨能彌哆磨

當置汝庫裏宜取而獻之天孫高倉下曰唯々而

寤之明旦依夢中教開庫視之果有落劍倒立

於庫底板即取以進之

舊事記天孫本記云天照國照彥天火明擲玉

饒速日尊天道日女命為妃天上誕生天香語

山命御炊屋姬為妃天降誕生宇摩志摩治命

兒天香語山命天降名手栗彦命

此命隨御祖天孫尊自天降坐於紀伊國熊野

邑之時天孫天饒石國饒石天津彦々火瓊々

杵尊孫磐余彥尊發自西宮親帥船軍東征之

時往々逆命者蜂起未伏中州豪雄長髓彦勒
兵相距天孫連戰不能戢也前到於紀伊國熊
野邑惡神坐毒人物咸瘁天孫患之不知出計
爰高倉下命在此邑中夜夢天照大神謂武甕
槌神曰葦原瑞穗國猶聞喧擾之響宜汝更往
而征之武甕槌神對曰雖予不行而下吾平國
彼時劍則自將平矣乃謂高倉下命曰予劍部
靈今當置汝庫裏宜取而獻於天孫矣高倉下
命稱唯々寤而明日開庫視之果有劍倒立於

倉底因取而獻焉天孫適寤忽然之曰予何長
眠在此半尋而中毒士卒悉復醒起矣皇師趣
中州天孫得劍目增威積勅高倉下哀為侍臣
也天香語山命異妹穗屋姬命為妻生一男
以下今略以委々本書又見之たり

神名の義倉々久良といふ借字よそ倉庫を
の義よりらるる書記に開庫又庫裏をとの庫の
撰者の文字と換久良を暗き義より坐の義よ
へたりりる

もいへど此久良々峻く聳えたる形の峯をい
ふ古言なり古書に梯立の倉橋山高倉山並倉
山岩倉山暗部山鎌倉山なといふ名の久良
山嶽の峻なるより名つけたる事梯立の倉
えいといふ詞よて知る由く他よて嶽文岩山
なといふ峻き嶽を熊野山中よて久良とい
ふ此詞熊野の方言よて嶽といふもの少
故に峻峯の名は何クラといひぬり多く
さて其久良の下に坐し神を祀は倉下と稱
へたるなり古事記に穿高倉下之倉頂自其隨

入とある倉頂は此神倉の巔なり

頂々和名鈔
新撰字鏡等

よも伊多々
岐とよめかの武甕雷神の天を下し給へ
る劔の峻峯を貫きて高倉下り卧居たる板底
に墮り入たまへるなり此劔を劔靈といふは
物と布都と断りたる勢をえて號けしる
らん利劔のさま想像をへし永和二年の文書
に
神武皇帝者自當社預神劔誅朝敵巨
首と見えたるなり此劔の事といへるなり今此
嶽を神倉といふ神は峻嶽を稱へたる詞なり

其稱古く々續古今集の詞書に見えたり下子載り

○並宮ハ 天照大御神を祀るよ〜りひ

傳ふ ○日本記 神武天皇熊野子 幸し

給へり條に且登天磐盾といふ文あり釋日本

紀云天者例文磐者常磐堅磐之義盾者干櫓之

屬云々然則舟中所安之大楯也と註せり誤

よて此神倉の峻峯といへるなる〜

續古今集

熊野のゆ〜をける時ひんのか〜よて大政を後
從一位まゝぬることをりひひあてよみたり

入道為大政を後

云無のけ〜ふろ石たみのけ〜と〜

神寶

部靈御劔 一口

按ずるに武甕雷神の授け給ひ〜御劔ハ
大和國石上神宮に納めたる事古書に詳
り此劔を後也
の摸造なり〜

御劔 一口

擬寶珠十 南龍公の御
寄附あり

天狗作炬ケタリ

天根

八束

華巖經

一卷

大雁リテテリ銘
是利以ノモケリ

按るる子應安年中社務注進案ニ神藏御
寶殿今月八日丑刻焰上神殿寶藏御神寶
悉以無殘所但神堀之内籠衆之外依秘不
知之當番衆大先達阿闍梨幸嚴小先達長
尊共逐天之上者不及罪科委細之趣竈衆
等可令言上候歎以此旨洩可有御披露候
恐惶謹言ト云モハ以上ノ神寶皆應安以
降ノ品なるハ其内ニ燒鎌利鎌々劔ノ
如き形ノ一ト古色ノ帯ヒたり
是レ應安以前ノ品ナリ

祭式

正月九日寅刻獻御供

祝詞誦經
等下リ

並 毎月一日 誦經

正月六日戌刻開帳

同日酉刻祈願の者近郷々々數百人郡參
以皆白装束ヲ著一各燒松と一束ヲ携
一石階と走り登りて本堂ニ籠即拜殿
此日神倉聖下條ノ斧鉞と執り參籠す
者異例アリ是此と制以參詣の者燒松と
持在り殘らば堂内ニ入るゝ及びて神

天根

八束

華巖經

一卷

燒鎌敏鎌

按るに應安年中社務注進案に神藏御
 寶殿今月八日丑刺焔上神殿寶藏御神寶
 悉以無殘所但神崛之内籠衆之外依秘不
 知之當番衆大先達阿闍梨幸嚴小先達長
 尊共逐天之上者不及罪科委細之趣竈衆
 等可令言上候歎以此吉洩可有御披露候
 恐惶謹言し候也此以上の神寶皆應安以
 降の品なるは其内燒鎌利鎌々劔の
 如き形にて古色を帯ひたり
 是を應安以前の品なるは

祭式

正月九日寅刻獻御供

祝詞誦經

並 毎月一日 誦經

正月六日戌刻開帳

同日酉刻祈願の者近郷より數百人郡參
 以皆白装束を著し各焼松を一束づ携
 一石階を走り登りて本堂に籠る即拜殿
 此日神倉聖下條 斧鉞を執り參籠す
 者異例なり此と制に參詣の者焼松を
 持たず残らぬ堂内に入ると及びて神

倉聖堂の戸を開て誦經をふし其間數
千の焼松子も堂内を集もみ如く詣者々
火焔の中より群るる祈願をなす誦經畢り
て戸を開けし皆競ひ下る惡穢も觸る者
若過るる此日詣るも必凶事ありとい
ふ

同七日子刻開帳

同八日修正法會

此日神殿の四方
へ牛王印を押し

毎月十八日護摩修行

四月八日より百ヶ日の間夏花を備ふ

五月十八日夜神事扇立法華懺法讀誦

七月十九日子刻開帳

社僧 合四人

神倉聖といふ權現宮の社僧の内四院よ
り兼帯此職なる時千日の行と勤むる
を以て行人といふ

本願

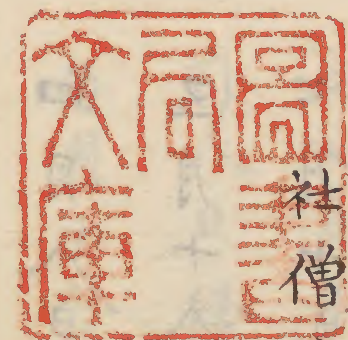
妙心尼寺
寶積院

華嚴院
三學院

今妙心尼寺一寺にて三院を額轉妙心尼寺

右中の地藏の本願といふ此外は橋の本願
道の本願なるといふ山即ち〜と此是皆參
詣多う〜時道路は橋を造り或は道と平
〜其價として參詣者の錢をむさほり〜ん
了

残位坊 四人



の下役人として俗體なり

